

この手引は、平成 23 年 12 月 14 日付及び平成 24 年 1 月 10 日付で法人税法施行規則が改正されたことに伴い、平成 23 年 12 月 14 日以後に終了する連結事業年度及び平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度で使用する別表について、「平成 23 年版連結確定申告書・個別帰属額等の届出書等の記載の手引」に説明を追加又は補正したものです。

平成23年版

**連結確定申告書
個別帰属額等の届出書
等の記載の手引**

(追補版)

平成 24 年 5 月

国 税 庁

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法……………法人税法（昭 40 法律第 34 号）

措置法……………租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）

震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

別表一の二（一） 「各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」の申告書

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度分の場合

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税額の特別控除額 3」	平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度については、この欄の算式を「(別表六の二(三)「27」+別表六の二(四)「16」+別表六の二(五)「18」+別表六の二(七)「37」+別表六の二(八)「37」+別表六の二(九)「37」+別表六の二(十)「51」+別表六の二(十一)「42」+別表六の二(十二)「42」+別表六の二(十三)「37」+別表六の二(十四)「38」+別表六の二(十五)「18」+別表六の二(十五の二)「42」+別表六の二(十五の三)「12」)」と読み替えて計算した金額を記載します。	

別表三の二付表 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「(8) + (9) - (10) - (別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額) - <u>別表六の二(二)付表「14」</u> - 別表六の二(七)「19」 - 別表六の二(八)「19」 - 別表六の二(九)「19」 - 別表六の二(十)「22」 - 別表六の二(十一)「20」 - 別表六の二(十二)「20」 - 別表六の二(十三)「19」 - <u>別表六の二(十五の二)「20」</u> - <u>別表六の二(十五の三)「4」</u>「11」</p>	<p>措置法第68条の9第6項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人については、次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度 左記の算式により計算した金額から、<u>(別表六の二(四)付表一「4」+「16」+別表六の二(五)付表「11」+別表六の二(十五)「7」)</u>の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 平成23年4月1日前に開始した連結事業年度 左記の算式中「別表六の二(十)「22」」とあるのを「(別表六の二(十)「10」+「18」)」と読み替えて計算した金額から<u>別表六の二(四)付表一「16」</u>の金額を控除した金額を記載します。</p>	

別表七の二付表一 「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期控除額 3」	震災特例法第 26 条の 3 第 1 項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、別表四の二「49 の①」の金額は、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の同欄の金額を記載します。	
「当期控除額 5」	震災特例法第 26 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける場合には、別表四の二「49 の①」の金額は、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の同欄の金額を記載します。	
「調整前当期控除額 9」	震災特例法第 26 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける場合には、別表四の二付表「49 の①」の金額は、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の同欄の金額を記載します。	

別表十四の二 「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結所得金額仮計 7」	震災特例法第 26 条の 3 第 1 項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二「35 の①」の金額を記載します。	

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額 3」</p>	<p>平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する連結事業年度については、この欄の算式を「(別表六の二 (三) 付表二 (「4」+「8」+「36」)+別表六の二 (四) 付表一 (「4」+「16」)+別表六の二 (五) 付表「11」+別表六の二 (七)「19」+別表六の二 (八)「19」+別表六の二 (九)「19」+別表六の二 (十)「22」+別表六の二 (十一)「20」+別表六の二 (十二)「20」+別表六の二 (十三)「19」+別表六の二 (十四)「20」+別表六の二 (十五)「7」+別表六の二 (十五の二)「20」+別表六の二 (十五の三)「4」)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p>	